

千葉県報

号外
令和5年3月31日

主要目次

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程	一
千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程	二
千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程	二
千葉県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する管理規程	二
千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程の一部を改正する管理規程	二
千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の一部を改正する管理規程	三
千葉県企業局行政文書規程の一部を改正する管理規程	三
千葉県企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する管理規程	三
千葉県企業局行政文書の管理に関する規程の一部を改正する管理規程	五
千葉県企業局職員住宅管理規程を廃止する管理規程	五
千葉県企業局長が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する管理規程	五
企業局訓令	六
千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程の一部を改正する訓令	六
千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	六

企業局管理規程

福増浄水場及び びちば野菊の 里浄水場	場長 次長 室長	課長
---------------------------	----------------	----

別表第四出先機関の項浄水場（柏井浄水場を除く。）及び給水場の目中「柏井浄水場」の下に、「福増浄水場及びびちば野菊の里浄水場」を加え、同表の備考第二号中「柏井浄水場次長」の下に、「福増浄水場次長及びびちば野菊の里浄水場次長」を加える。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第七条第七項から第九項

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和五年三月三十一日

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局管理規程第二号

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程

千葉県企業局就業規則（昭和二十八年千葉県水道局企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「三週間」を「四週間」に、「五日以上七日」を「七日以上九日」に改め、同条第八項及び第九項中「三週間」を「四週間」に改める。
第十一条第一項第二号中「午後五時」を「午後五時十五分」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第二号の規定にかかわらず、別に定めるところにより、所属長が指定する職員にあつては、職員の勤務時間の割振りは、午前八時十五分から午後五時までとする。
第十二条第一項中「次の各号に掲げるとおり」を「一時間」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項」に改める。

第十二条の三中「規定する」の下に「夜勤の」を加える。
第二十八条第四項中「三週間」を「四週間」に改める。
第三十三条第十九項中「場合に」を「者のうち局長が定める者に」に改める。
別表第三第四号ホ中「又は課長」を「課長又は室長」に改める。

別表第四出先機関の項柏井浄水場の目中
副場長 「副場長」
次長 「次長」
室長 「室長」
に、
課長 「課長」
を「課長」
に改め、同目の次に次のように加える。

まで及び第二十八条第四項の改正規定並びに次項の規定は、同月二日から施行する。
（千葉県企業局就業規則第七条第七項から第九項までの管理規程で定める日を定める管理規程の一部改正）

2 千葉県企業局就業規則第七条第七項から第九項までの管理規程で定める日を定める管理規程（平成十三年千葉県水道局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。
「平成十三年九月三十日」を「令和五年四月二日」に改める。

千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和五年三月三十一日

千葉県企業局管理規程第三号

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局組織規程(昭和三十四年千葉県水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表水道部の項中「大規模更新班」を「大規模更新室」に、「技術指導室」を「技術指導班」に改め、同条第三項の表栗山浄水場の項中「総務課 施設課」を「施設課」に改め、同表柏井浄水場の項及び福増浄水場の項中「施設課 浄水室」を「浄水施設室」に改め、同表ちば野菊の里浄水場の項中「施設課 浄水室」を「総務課 浄水施設室」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 柏井浄水場浄水施設室、福増浄水場浄水施設室及びちば野菊の里浄水場浄水施設室に施設整備課及び浄水管理課を置く。

第八条第二項中「栗山浄水場、柏井浄水場及び福増浄水場」を「柏井浄水場、福増浄水場及びちば野菊の里浄水場」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 ちば野菊の里浄水場 栗山浄水場、ちば野菊の里浄水場、北船橋給水場及び松戸給水場の所管に係る公金の出納(経理課において所掌するものを除く。)及び保管並びにその会計事務及び会計書類の保管に関すること。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

(千葉県企業局庁舎管理規程の一部改正)
2 千葉県企業局庁舎管理規程(平成二十年千葉県水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「同条第四項から第六項」を「同条第五項から第七項」に改める。

千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局管理規程第四号

千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局財務規程(昭和三十九年千葉県水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「北総浄水場及びちば野菊の里浄水場」を「栗山浄水場及び北総浄水場」に改める。

第三条第一項の表及び第四条の表中「栗山浄水場長、」を削り、「福増浄水場長」の下に「ちば野菊の里浄水場長」を加え、「北総浄水場長、ちば野菊の里浄水場長」を「栗山浄水場長、北総浄水場長」に改める。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局管理規程第五号

千葉県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局職員の職の設置に関する規程(昭和四十二年千葉県水道局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局管理規程第六号

千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程(昭和四十八年千葉県開発庁管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「健康福祉部長、環境生活部長、商工労働部長及び県土整備部長」を「健康福祉部次長、環境生活部次長、商工労働部次長及び県土整備部次長」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局管理規程第七号

千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程(昭和五十三年千葉県水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「北総浄水場及びちば野菊の里浄水場」を「栗山浄水場及び北総浄水場」に改める。

第三条中「(別記第一号様式)」を削る。

第五条第一項中「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条第二項中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改める。

第六条第二項中「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に、「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に、「別記第五号様式」を「別記第二号様式」に改める。

第十六条中「別記第六号様式」を「別記第五号様式」に改める。

別記第一号様式を削り、別記第二号様式を別記第一号様式とし、別記第三号様式から第六号様式までを別記第二号様式から第五号様式までとする。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県企業局行政文書規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局管理規程第八号

千葉県企業局行政文書規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局行政文書規程(昭和六十三年千葉県水道局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第二条第十八号」を「第二条第十七号」に改める。

第三条の二第一項中「第十条第六項又は第七項」を「第十条第七項又は第八項」に改める。

第十四条第三項中「配付」を「配布」に改める。

第十四条の二を次のように改める。

(電気通信回線に接続した電子計算機等により受信した電子文書等の受領)

第十四条の二 電気通信回線に接続した電子計算機により受信した電子文書(次条に規定する電子申請等を除く。第三項において同じ。)及び総合文書管理システムにより受信した電子文書の受領は、総合文書管理システムの記録媒体に記録する方法により行うものとする。

2 ファクシミリ装置により受信した電磁的記録(次条に規定する電子申請等を除く。)の受領は、その内容を用紙に出力する方法により行うものとする。

3 電気通信回線に接続した電子計算機により受信した電子文書の受領は、その内容を用紙に出力する方法によるものが適当と認められるときは、第一項の規定にかかわらず、当該方法により行うことができる。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、内容が軽易であるものとして総務企画課長が定める電子文書の受領は、第一項及び前項の規定による方法を省略して行うことができる。

第十四条の三(見出しを含む。)中「使用して」を「使用する方法により」に、「により行う」を「を使用する方法により行う」に改める。

第十五条第二項を削り、同条第三項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第十四条の二第二項の規定により受領した電磁的記録又は同条第三項の規定により受領した電子文書は、文書主任等が当該電磁的記録又は当該電子文書の内容を出力した用紙の余白に収受印を押すことにより収受しなければならない。

第十八条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十二條第一項、第二十三条第一項、第三十五条第一項」に改め、「第三十八条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第二十二條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、起案の内容又は起案の内容に係る文書が秘密を要するものであるとき、起案の内容に係る文書が総合文書管理システムの記録媒体に記録することができないものであるときその他の管理部長が別に定めるときは、当該起案の内容又は起案の内容に係る文書(当該文書が電子文書である場合にあつては、その内容を出力した用紙。第二十八条第二項において同じ。)によることをもつて、総合文書管理システムの記録媒体への記録に代えることができる。

第二十二條第二項中「重要若しくは異例なもの、秘密を要するもの又は合議を要するものであるとき」を「特に急を要し、持ち回りによる回議又は合議を要する場合その他の電子起案により難しい場合として管理部長が別に定める場合」に、「出力し、当該起案用紙に自ら押印する」を「出力する」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「付せん」を「付箋」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十三條第二項中「付せん」を「付箋」に、「ちよう付する」を「貼付する」に改め

る。

第二十八条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十二條第一項後段の規定により起案の内容を出力した用紙又は起案の内容に係る文書によることとしたときは、当該用紙又は文書を電子起案文書の回議に併せて回付するものとする。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

第三十二條ただし書中「もの」の下に「及び千葉県報への掲載を要する事案に係るもの」を加える。

第三十三條の見出しを「(千葉県報に登載する事案に係る総務企画課長の合議)」に改め、同條第一項及び第二項を削り、同條第三項中「第一項の規定にかかわらず」を削り、同項を同條とする。

第三十四條第一項中「決裁月日」を「決裁日」に改め、同條第二項中「第二十二條第四項」を「第二十二條第三項」に改める。

第三十五條を次のように改める。

(供覧)

第三十五條 職員は、供覧による処理を必要とする文書があるときは、法令等の規定に定めがある場合を除き、直ちに総合文書管理システムに文書分類番号、供覧日その他必要な事項を入力し、総合文書管理システムの記録媒体に記録する方法による供覧(以下「電子供覧」という。)をしなければならない。

2 職員は、電子供覧によらないことが適当な場合として管理部長が別に定める場合は、前項の規定にかかわらず、総合文書管理システムに文書分類番号、供覧日その他必要な事項を入力し、総合文書管理システムの記録媒体に記録するとともに、当該記録した事項が表示された起案用紙を総合文書管理システムにより出力する方法による供覧(以下「書面供覧」という。)をすることができる。

3 職員は、前各項の規定にかかわらず、軽易な事案にあつては文書の余白に朱書又は付箋で供覧することができる。

4 第二十八條第二項後段の規定は第一項の規定による供覧について、第二十四條、第二十五條及び前條第一項の規定は第二項の規定による供覧について、第二十二條第三項後段、第二十四條、第二十五條及び前條第二項の規定は前項の規定による供覧について準用する。

5 職員は、起案文書を当該主務課内又は出先機関内において周知させる必要があるときは、電子起案文書にあつては総合文書管理システムを使用して(紙回付文書(第二十八條第二項後段の規定により回付する用紙又は文書をいう。以下同じ。))がある場合にあっては、総合文書管理システムの使用と併せて当該紙回付文書を用いて、書面起案文書にあつては当該起案用紙を用いて、第二十二條第三項の規定により起案した文書(帳

票で起案したものを除く。)にあつては当該起案した文書を用いて、それぞれ供覧することができる。当該起案文書その内容が関係する他の部及び課に周知させる必要があるときも、同様とする。

第三十六條第三項中「を除く」を「及び紙回付文書を除く」に改める。

第三十七條第一項後段を削り、同條第二項を次のように改める。
2 起案者は、前項の規定による浄書が終わつたときは、直ちに浄書した文書と決裁文書を照合しなければならない。

第三十七條の次に次の一條を加える。

(総務企画課の文書審査)

第三十七條の二 第三十二條第一項の規定により文書主任等の文書審査を受けた起案文書であつて、局名又は局長名で施行するものが、総務企画課長が管守する局印又は局長印を押印しようとするものであるときは、前條第二項の規定による照合を終わつた後、総務企画課長又は文書審査員の文書審査を受けなければならない。

2 第三十二條第一項ただし書及び第二項の規定は前項の文書審査について、第三十條の規定は同項の文書審査の過程で起案文書の内容に修正(軽微な修正を除く。)があつたときについて準用する。

第三十八條を次のように改める。

(公印の押印)

第三十八條 起案者は、第三十七條第二項の規定による照合を終わつた文書に、当該決裁文書が電子決裁文書(第二十八條第二項前段の規定による回議により決裁した電子起案文書をいう。)である場合にあつては総合文書管理システムにより第十條の規定による公印の使用確認を受けるための手続を行うことにより(当該決裁文書に当該照合に使用した紙回付文書がある場合にあつては、当該手続と併せて当該紙回付文書を添えて提示することにより)、当該決裁文書が書面決裁文書(電子決裁文書及び紙回付文書以外の決裁文書をいう。第三項において同じ。)である場合にあつては決裁文書を添えて提示することにより、公印管守者又は公印取扱者の確認を受けた後、公印を押さなければならない。ただし、次の各号に掲げる文書に該当しない文書については、公印の押印を省略することができる。

一 法令等の規定により公印の押印を要する文書

二 権利義務又は事実証明に関する文書のうち、課長又は所長が公印を押印することが必要であると認める文書

2 前項ただし書の規定により公印の押印を省略する場合は、発信者名の下に「(公印省略)」の表示をするものとする。ただし、県の機関相互の文書その他その性質又は内容により当該表示をしないと認められる文書にあつては、この限りでない。

3 起案者は、第一項の規定により公印を押印する文書には、書面決裁文書との間に契印を押さなければならない。ただし、その性質又は内容により契印を押印する必要がない

と認められる文書については、契印の押印を省略することができる。
第四十六条第三項中「行政文書管理の規程」を「文書管理責任者は、行政文書管理の規程」に改め、「総務企画課長が廃棄した簿冊等にあつては総務企画課長が、文書管理責任者が廃棄した簿冊等にあつては文書主任が」を削り、同条第五項中「第三項の記録及び」を削る。

別記第七号様式中「~~第11号様式~~」の次に「及び~~第11号様式~~」を加える。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局管理規程第九号

千葉県企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程（平成十三年千葉県水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則」に改める。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県企業局行政文書の管理に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局管理規程第十号

千葉県企業局行政文書の管理に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局行政文書の管理に関する規程（平成十三年千葉県水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号ただし書中「次に掲げる」を「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」に改め、同号イ及びロを削る。

第十二条第四項第二号中「千葉県個人情報保護条例（平成五年千葉県条例第一号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第二十二條第一項、第三十四條第一項又は第四十三條第一項」を「同法第七十八條第一項第四号、第九十四條第一項又は第一百零二條第一項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に千葉県企業局行政文書の管理に関する規程（以下「規程」という。）第二条第四号に規定する職員（以下「職員」という。）が職務上作成した同号に規定する電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして同条第一号に規定する本局及び同条第二号に規定する出先機関が保有しているもの（改正前の規程第二条第四号ロに掲げるものに限る。）は、改正後の規程第二条第四号に規定する行政文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年千葉県条例第三十七号）附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例（平成五年千葉県条例第一号）に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があつた改正前の規程第二条第四号に規定する行政文書を含む規程第十一条の二第一項に規定する簿冊等については、改正後の規程第十二条第四項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県企業局職員住宅管理規程を廃止する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局管理規程第十一号

千葉県企業局職員住宅管理規程を廃止する管理規程

千葉県企業局職員住宅管理規程（昭和五十七年千葉県水道局管理規程第七号）は、廃止する。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県企業局長が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県企業局長 山口 新一

千葉県企業局管理規程第十二号

千葉県企業局長が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する管理規程

千葉県企業局長が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程(平成五年千葉県水道局管理規程第八号)は、廃止する。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

企業局訓令

千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県企業局訓令第一号

千葉県企業局長 山口 新一

本局

出先機関

千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程の一部を改正する訓令

千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程(昭和四十五年千葉県水道局訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「北総浄水場及びちば野菊の里浄水場」を「栗山浄水場及び北総浄水場」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県企業局訓令第二号

千葉県企業局長 山口 新一

本局

出先機関

千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

千葉県企業局職員人事事務取扱規程(昭和四十七年千葉県水道局訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第七号、第八号及び第十六号」を「第六号」に、「本条中」を「以下この条において」に改め、同条中第三号の二及び第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の二を第三号とし、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第

六号とし、同条第九号中「(以下「単純労務職員」という。)」を削り、同条第七号とし、同条中第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第十八号までを削り、第十九号を第九号とし、第十九号の二から第二十号までを削り、同条第二十一号中「法第二十八条」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)」第二十八条若しくは第二十八条の二第一項本文」に改め、同条を同条第十号とし、同条中第二十二号を第十一号とし、第二十三号を第十二号とし、第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第十三号とし、第二十七号から第二十九号までを削る。

第四条第一号ロ中「二通」を「一通」に改め、同号ホ中「で、縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルのもの」を削る。

第五条中「別表に」を「総務企画課長が別に」に改め、「ところによる」を削り、同条ただし書を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部

一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先